

ヤングケアラーの孤立

安 部 計 彦

Young carers' Isolation

Kazuhiko Abe

1 はじめに

昔から保育所の「送迎」を小学生のきょうだいが行っていたり、役所の窓口での手続きで平日昼間にもかかわらず学齢期の子どもが障がいのある親や外国籍の親に同行して手続きを「通訳」したり、ヘルパーが家庭に行くときと学齢期の子どもが「介護」の一端を担っている姿は関係者の間で知られていた。また親の通院に子どもが「同行」する姿も見られていた。しかし関係者（保育士や行政職員、ヘルパー、病院職員等）は、その姿に「大変ね」「えらいね」と言うことはあっても、その事態に疑問を持つことはなかった。

しかし近年「ヤングケアラー」という概念が出てきたとき、このような事態は「子どもにとって大変なこと」と課題が明確になった。現象に名前がつくことで社会の課題が明確になった瞬間である。

筆者は2018（平成30）年度の厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業の「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」から検討委員会の構成委員としてかわり（三菱UFJリサーチ&コンサルティング2019、2020、2021および日本総合研究所2022）、またヤングケアラーへの支援の必要性については「子どもへの権利侵害である」と考察してきた（安部2019）。

最近では一般成人を対象にしたWEB調査でヤングケアラーについて「聞いたことがあり、内容も知っている」が29.8%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が22.3%（日本総合研究所2022.309）と、ヤングケアラーの認知は広

がってきている。しかし同じ調査でヤングケアラーと思われる子どもへの対応については、「何もしない」という回答は16.2%となっており、「わからない」と答えた方と合計すると約56%となっている（日本総合研究所2022.311）。

つまりヤングケアラーの認知は進んでいるが、発見や支援については手探りの段階と言える。

2 定義と現状

2-1 定義

ヤングケアラーについては法令上の規定や位置付けはない。ただこれは「知的障害者福祉法」において「知的障がい」についての法律上の定義を定めないまま支援について規定しているのと同様、「正式な定義がないことで支援の対象ではない」という意味ではない。

なお筆者が出席したある子ども・子育て支援推進調査研究事業の検討委員会においてオブザーバー出席された厚生労働省の担当者は「定義を設けることで支援の必要な対象を狭め、支援が届かなくなることを心配している」旨の発言があった。そのため当分はヤングケアラーに関する法的な定義はなされないとされる。

一方、厚生労働省のホームページではヤングケアラーについて「法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています」と紹介されている。

これに対して民間団体である日本ケアラー連盟はヤングケアラーを「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります」（日本ケアラー連盟ホームページ）と説明している。

さらに2020（令和2）年度に中学2年生や高校2年生に対して行った子ども・子育て支援推進調査研究事業では、ヤングケアラーを「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うことにより、子ども自身

がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守れていないと思われる子ども」と定義したうえで、自分がそれに該当するかどうかを尋ねている。

その結果は、家族の世話をしている中学2年生319人中、あてはまるが16.3%、分からないが33.2%、全日制高校2年生307人中、あてはまるが15.0%、分からないが38.8%であった（三菱UFJリサーチ&コンサルティング2021.103-104）。この結果については、子ども自身がケアラーであることに無自覚である可能性のほか、「家族の世話はしているが権利侵害ではないので該当しない」と判断した可能性も考えられる。

これらのことからヤングケアラーの定義を考える場合、支援者にとっては「子どもらしく生きる権利の侵害」という視点は欠かせない。権利侵害だからこそ支援が必要であり放置できない課題であることを明確にするためである。一方、子ども自身がヤングケアラーと自覚するためには「権利侵害」という言葉は慎重に用いる必要が示され、定義の難しさの一端が示された。

2-2 現状と実態

ヤングケアラーの認知が進むに従ってさまざまな調査が行われるようになった。子どもを対象にした調査の概要からヤングケアラーの実態を概括する。

2-2-1 出現率

（表1）のように各種調査を見ても、回答者に占める「家族のケアをしている」割合は4～7%である。少ないようであるが4%で25人に1人、6.5%では15.4人に1人と、どの年齢でも各クラスに1～2名の該当者がいることになる。

2-2-2 ケアの対象と理由

ケアの対象は（表1）のように、埼玉県調査では祖父母が第1位であったが、全国調査では小学生、中学生、高校生ともきょうだいが1番多く、カナダでの祖父母で40%（二木2021.36）とは違う様相が見える。これは日本の家族構成が三世代同居の減少と関係しているのかもしれない。

(表1) ヤングケアラーの実態

調査者 (報告書 発行年)	対象	母数 (回答者数)	頻度	ケアの 対象者 (第1位)	ケアの理由 (第1位)	頻度 (第1位)	ケアの内容 (第1位)	ケアを始 めた年齢 (第1位)	3時間以 上の割合
埼玉県 (2020)	県内の高校2 年生	48,261人	4.1*	祖父母 (36.9%)	親が仕事で忙しい (29.7%)	毎日 (35.3%)	家事 (58.0%)	中学生 (34.9%)	25.1%****
MURC (2021)**	全国の中学2 年生	5,558人	5.7%	きょうだい (61.8%)	親：身体障がい (20.0%) きょうだい：幼い (73.1%)	ほぼ毎日 (45.1%)	親：家事 (73.3%) きょうだい：見守り (68.0%)	小学校高 学年 (34.2%)	33.5%
MURC (2021)	全国の全日制 高校2年生	7,407人	4.1%	きょうだい (44.3%)	親：身体障がい (15.4%) きょうだい：幼い (70.6%)	ほぼ毎日 (47.6%)	親：家事 (68.1%) きょうだい：家事 (56.6%)	中学生以 降 (37.8%)	35.1%
日本総研 (2022)***	全国の小学6 年生	9,759人	6.5%	きょうだい (71.0%)	親：わからない (33.3%) きょうだい：幼い (73.9%)	ほぼ毎日 (52.9%)	見守り (40.4%)	10-12歳 (40.4%)	29.9%
日本総研 (2022)***	全国の大学3 年生	9,679人	6.2%**** (4.0%)	母親 (35.8%)	母親：精神疾患 (20.7%) きょうだい：幼い (51.9%)	ほぼ毎日 (45.9%)	母親：家事 (69.9%) きょうだい：家事 (59.9%)	大学入学 以降 (35.9%)	31.2%

*埼玉県：対象に「幼い子ども」を除いた数

**MURC：三菱UFJリサーチ&コンサルティング

***日本総研：日本総合研究所

****埼玉県：2時間以上の割合

*****大学生：() 内は「現在はいないが過去にいた」割合

またきょうだいのケアが、小学6年生で73.9%、中学2年生で73.1%、高校2年生で70.6%、大学3年生で51.9%と年齢が上がるほど減少しているのは、年下のきょうだいへのケアの必要性が減少していると考えられる。

一方、(母)親へのケアの原因は、中学2年生、高校2年生の身体障がい者が第一位であったのに比し、大学3年生は精神疾患が第一位であったことにも注目する必要がある。精神疾患のある親に育てられた子どもの自主的な集まりであるこどもピアのWebサイトには「こどもぴあでおこなったアンケート調査によると親が精神疾患である子どもの約30%が小学生頃からお手伝い以上の家事を経験しています。情緒的ケアも含めると60%がヤングケアラーです。」との記事もあり、近年は親の精神疾患と子どものヤングケアラーの関係は注目されている。

2-2-3 頻度と3時間以上の割合

「家事なんて、たかが家のお手伝いではないか」(毎日新聞 2021.95)という世間の見方もあるが、(表1)のようにどの年代も「毎日」が第一位を占めた。このことはヤングケアラーのケアが「日常的に」行われる証左とも考えられる。

同じく(表1)では各調査の3時間以上(埼玉県では2時間以上)の割合をまとめた。その結果、どの年代でも約3割の「家族の世話をしている子ども」が3時間以上のケアに従事していることが判明した。

この2つはそれぞれの割合であるが、両者を見るとケアの負担が「日常的」であると考えられる。つまり「毎日」「3時間以上」「家族の世話をしている」ことの負担感や自分の時間を持ってない拘束感は想像できるものがある。

2-2-4 ケアの内容

(表1)のように各年代のケアの内容は、家事と見守りが第1位を占めた。高齢者や障がいを持つ親の介護、外国籍や障がいのある親の通訳も一定数あるが、このことは「(ヤングケアラー)本人が(ケアを)自覚していないことが多く、自ら発信することがあまりない」(濱島 2021.15)という原因になっていると考えられる。

3 目的と方法

3-1 問題意識

以上から、ヤングケアラーへの支援の必要性は明らかであるが、発見が困難で支援につながりにくい（濱島 2021.15）ヤングケアラーには、ヤングケアラー独自の課題があるのではないかとと思われる。

またヤングケアラーが「100 人いれば 100 人とも違う」（北村 2021.34）とヤングケアラーの多様性が強調されているが、ヤングケアラーの普遍性や構造的な課題があるのではないかとと思われる。

3-2 目的

この論文では、ヤングケアラーにおける発見の難しさ、支援へのつながりにくさの要因や構造的な課題を解明することを目的とする。

3-3 方法

発見の難しさや支援へのつながりにくさの要因や構造的な課題をヤングケアラー自身の語りから探ろうと考える。しかしヤングケアラー本人へのアンケートやインタビュー調査はアクセスが困難であるため、公表されている事例をもとに、そこに含まれている家族状況やヤングケアラー自身の気持ちや考えを抽出し、背景や課題を解明することとする。

3-4 倫理的配慮

公表されている事例を使うことで個人を特定する情報を排除すると同時に、記載されている情報に限ること個人情報への配慮を行う。

4 事例の紹介

4-1 高齢者介護（秋保 2020）

秋保は 16 歳から 23 歳まで祖母を介護。高齢者の祖母、シングルマザーで正社員の母親との 3 人世帯。経済的には困らないが、幼少期から 18 時ごろに母親が帰宅するまで祖母と過ごす時間が多かった。

中3の頃から祖母がデイサービスを利用したが16歳の頃に認知症と診断され、デイサービスの利用を嫌がり始めたことで家庭内の対立が激化。母親は収入確保のために仕事があり、夜間介護と入浴を担当。ほかは秋保が家事や祖母の世話を担当。結局、高校は中退し祖母の介護を担う。

「学校の同世代の人たちと歯車が合わず、無理に合わせようとするをとても惨めに感じていました」(P108)

「周囲と少しずつ『溝』が大きくなるのは、ヤングケアラーの宿命」(P109)。
「学校という場所で『異物』のようになっていく感じがありました」(P109)。
「『学生』としての自分が追い求める価値観と『ケアラー』としての自分が追い求める価値観とが違う」(P109)。

「ケアラーがつまづく『溝』の一つには、社会の多くの人が持っている『きっとなんとかなるはずだ』という幻想があります。こうした幻想はヤングケアラーにとっては『相談しよう』という思いを挫くものになっている」(P113)。

「私は『ひとりぼっちではない』ということを確認したかったです。話をちゃんと聞いてもらえれば、それで十分だった」(P113)。

「さまざまな価値観の違いがある中で、それでも、ケアを必要とする人と、ケアをせざるを得ない人たちが置き去りにされない社会が来るといいと思います」(P122)。

4-2 障害のある親の介護（高倉 2020）

高倉が生まれる前から両親には障がいがあり、父親は事故で左前腕を切断。母親は高校時代の交通事故で右半身麻痺と高次脳機能障がいがあり、特に記憶力の低下があり、注意力や判断、物事を順序よく進める力にも一人で生活するには十分ではなく、まるで小さな子どもようであった。

そのため成長するにつれ、一人でできることが増えたが、中学・高校時代は部活をしていた。23歳になる現在まで母親のケアは継続していた。

「母ができないことに苛立ったり、嘆き悲しんだりする時間は、私の“普通の生活”にとって邪魔でした。私はロボットのようになりたいと願いました。感情を生む心を捨てて、淡々と日々やるべきことをこなしたい」(P49)。

「私が母の代わりになって荒れた家の中を片付けて、ちゃんとした物が食べられるようにするようすべきではないかと考えたのです。しかし、そうすると私は普通の学生ではいられなくなります」(P51)。

「さらに私は、つらさを感じた原因についても自分を責めていました。母の言動を変える事ができませんが、自分の言動は変えることができます。すなわち、トラブルを起こしたくなければ、母に合わせて自分が変わればいい、ただそれだけのことです。何か問題が起こってしまうのは、それができていなかったからです」(P53-4)。

「当時の私は『かわいそうな父母に普通の生活をさせてあげられるのは私しかない』、『笑顔があふれる家庭にしたい』とやたらと強く思っていました」(P57)。

「昔の私はとにかく同級生との差を埋めるために、家で何かあって勉強時間が減ってしまったときは日々の楽しみを削ってでも追いつこうとしていました。しかし、日々の中に楽しみがなくなってしまうと、それをケアのせいにし、さらにケアをしている相手のせいにしてしまう危うさがあると今では思います」(P63-4)。

「昔は自分が生きている人生をまるで家庭のための人生かのように思っていました。私の人生は私だけのものだから、楽しめることは楽しみつつケアを続けようと思えるようになりました」(P64)。

「一つお母さんのために用事をやったら、一つ自分のためのことをする」(P65)。

「私を含めた健常者は、川をどんどん泳ぐように人生を進んでいく。しかし障害のある母は、その川の速さに追いつけない。母をおいてきぼりにするわけにはいかないから、私は母を背負って川を泳ぐ。二人とも沈んでしまうかもしれないし、沈まないまでも普通の人のように川を進むことはできない」(毎日新聞 2021.207)。

4-3 障がいのある妹の介護 (沖 2020)

沖の妹は進行性の病気を発症し、小学生低学年の頃からお手伝いの延長上に

いつも妹のケアがあった。ケアの主な担い手は両親であったが、『妹のケアをする親のお手伝い』という認識（実態）であったが、心の中にはさまざまな葛藤を抱えていた。その葛藤は年を重ねるごとに形を変え、沖を悩ませた。それは沖が27歳の時に妹が死亡するまで続いた。

「私のケアラーとしての始まりは、妹の発達の遅れが出始めた小学校低学年の頃です」(P69)。

「当時の妹は、話すことができなかったもの手を引けば一緒に歩いたため、直接的なケアはありませんでした。一方、家族全体がなんとなく落ち着かない雰囲気、私はそんな雰囲気を感じ取って『これ以上、親を困らせてはいけない』『私がしっかりしなくては』と、そんな気持ちを抱き始めていました」(P69-70)。

小学3～4年生の頃「私は親が家事をしている間、妹の見守り役になりました。しかし当時は、親と一緒にあって妹を守る、といった感覚でした」(P70)。

小学校高学年になると妹へのケアが徐々に増え「妹を理由に私自身が我慢をすることが増えてきました」(P73)。

「親からは『ごめんね』といった言葉をかけてもらった記憶がありますが、それでも『なんで私ばかり我慢をしなきゃいけないの…』という気持ちが溢れ、その一方で、誰が悪いわけでもなく仕方ないことを子どもながら理解していて、さらにはそんな気持ちを親にぶつけることで悲しませたり呆れられるのでは、という気持ちも付きまとい、結局誰にも話せず自分の中にしまっておくしかありませんでした」(P73-4)。

「小学校高学年の頃からは、友人関係の中でも悩みが生まれました」(P75)。

妹の状態を伝えることで「その場の空気を変えてしまった申し訳なさや友人の反応に対する悲しさと悔しさと、そしてありのままの私の家族を伝えられない自分のもどかしさと、妹の存在を隠したくなることへの罪悪感と、何とも言えない感情が渦巻く時間でした」(P76)。

中学生の頃は「この気持ちは、同世代の友人には理解してもらえとは当時は思えず、そもそも妹の話をほとんどしていないために相談できませんでした。また親や学校の先生には、不安な気持ちを悟られないことに必死で、相談

しようとさえ思うことができませんでした」(P81)。

「私の場合、妹の主たるケアラーは母親で私はそのお手伝いという認識です。どう考えても、私より母が行うケア負担の方が圧倒的に大きかったので、私なんか『ケアラー』と名乗っていいものなのか、腑に落ちない部分がありました」(P99)。

5 考察

5-1 ヤングケアラーの発生

安部 (2019) はシーソーにたとえ、家族のケアニーズと家族や公的サービスなどの支援のバランスがとれている状態を「普通の生活」とした。しかし家族の誰かに介護が必要になるなどの家族のケアニーズが拡大したり、離婚や転居で実家の支援が得られなくなるなど家庭内のケアが不足することでバランスが崩れたとき、本来であればケアを受けるべき子どもがケアを担う側に移ることで家族内のケアニーズと家族によるケアシステムのバランスを保とうとする働きが生じる場合があり、これを「ヤングケアラーの発生」とした。

ここで課題なのは、ヤングケアラーは家族のケアシステムに組み込まれ、ケアを担う立場から逃れられない状態になることである。子どもがケアを担わないと「家が回らない。生活が成り立たない」状態となるため、ヤングケアラーの役割が固定化する。その結果、子どもが自分らしく行動するより家族のケアを優先するようになり、自分らしく生きる権利が侵害されている状態になる。ただこの「権利侵害」や「家族システム」については、当事者である親子とも日々の生活で精一杯なため、無自覚な場合がほとんどのようである。

5-2 ヤングケアラーの発生の普遍性

どの家族でも、家族の誰かが入院や介護、養育など何らかの理由で家族内のケアニーズが高まった場合、公的支援だけではケアニーズに対応できず、家族にケア負担が生じる。当然のことであるが、ケアニーズが高いほど家族の負担は大きくなる。例えば、家族の誰かが入院する場合、完全看護の入院と家族に付き添いが求められる場合では、家族の負担は大きく違ってくる。

一方、同居家族の人数は少子化、核家族化、離婚の増加等に伴い減少傾向にある。そのため成人の大人だけでは家族のケアニーズを賄いきれず、ケアを受ける立場の子どもがケアを担う側になることは5-1でも述べてきた。

このように考えれば、ヤングケアラーの発生は特別な家族にだけ起こる特殊な事例ではなく、どの家族にでも起こりうる普遍的な課題と捉える必要がある。

5-3 社会がまねく「孤立」

「ヤングケアラー」という言葉は最近聞くようになったが、支援者はどのようにヤングケアラーに接した方がいいかは明確ではない。一方、ヤングケアラー本人の話からは、周囲の大人のかける言葉で傷ついた事態がみられる。

例えば、ヤングケアラーの言動をそばで見ている保護者が「大変ね」「えらいね」と言いながら、ヤングケアラーが担うケアの継続を容認・推奨し（沖 2020.74）、ヤングケアラーの心情を無視してしまうことで、ヤングケアラーは自分の気持ちを言えなくなる。

学校の先生に家庭状況を話しても「制度を使って何とかならないの」といわれ（秋保 2020.112）、社会福祉サービスの利用が「それらはすぐに状況を改善する方法と思えなかった」（秋保 2020.112-3.）。

友達に家族の話をしたところ「『親のために人生棒に振ったね』と言われたときは、さすがに落ち込みました」（高岡 2020.195）。

20歳を過ぎていたため事例を紹介しなかったが、里帰り出産で実家に帰ったところケアマネジャーから産科病院から退院する「○日から見守りはできるね」とケアの人数に組み込まれた（木下 2021.22）。

このようにせつかく支援者とながっても、逆に支援者に絶望し孤立を深めることも多いようである。

また20歳を過ぎた時のことだが、就職に際して面接官が7年にわたるケア経験を全く評価しなかった。この事態はヤングケアラーに対する「ケア経験は意味がない」（秋保 2020.120）という社会の認識を反映したものと捉えることができる。

さらに「デイサービスをやめて週4回にヘルパーさんを増やす」（秋保

2020.117) など、現在の福祉サービスは家族のケアニーズを満たすことができず、「家族による介護を当然視」(毎日新聞 2021.177) する状況にある。

5-4 家族が作り出す孤立

ヤングケアラーが感じる孤立感の背景に家族からの影響も大きい。

今まで見てきたように、そもそもヤングケアラーは家族のケアシステムに組み込まれており、子どもの意思や希望よりも家族の都合が優先する。またヤングケアラーもそれを「当たり前の日々」(沖 2020.67) となるため、日々の部活や塾、友達との遊び等が制限されるだけでなく、進学や進路の選択も自分優先では考えられなくなる。

また沖が言うように、家庭内にケア対象者がいるため家族の関心は当然ケア対象者に向く。親に構ってほしい子どもにとっては、ヤングケアラーであることでしか愛情と存在意義を認められず、「存在をまるごと認められている」実感が持てない不安や孤立を感じることは「きょうだい児」に多い現象である。

さらに家族の精神障がいに対して親から「誰にも言うな」(仲田ら 2021.37) と口止めされれば、友達にも教員にも言えず、「秘密を隠す」ためにますます孤立化する。

また(表1)の小学生調査でケアの理由を「わからない」が一番多かった。年齢的な理由で「わからない」のかもしれないが、親からきちんと説明されていない可能性も考えられる。このような場合子どもは、家庭内の出来事や自分の気持ちの整理ができず、その結果、他人に説明することもできないまま、自分の中にため込んでいくことになる。

5-5 子ども自身が作り出す孤立

今回、ヤングケアラー自身の声を聴き、ヤングケアラー自身が孤立に追い込まれる要因の中に、子どもの思いや気持ちがあることがわかった。

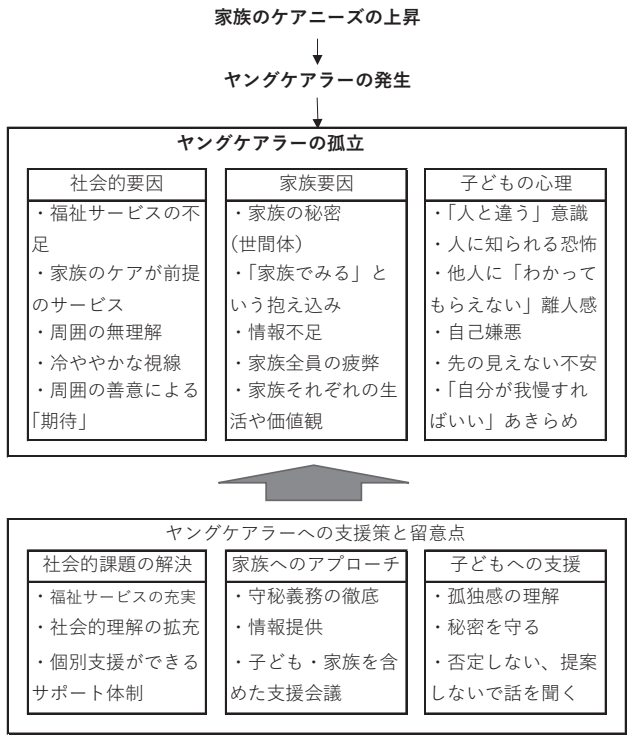
たとえば、沖のように親に心配をかけるから、見捨てられないように気持ちを言えない孤立感がある。

また友人に対しても、「人と違う」と思われたくない、遊んだり笑ったりの

普通の友達関係が欲しい、「誰も自分の生活を分かってくれない」(毎日新聞 2021.151) など思い、自分の意見や思いを言わない姿がある。

さらに自分自身の中に、ケア対象者に対して抱くネガティブな気持ちへの罪悪感、「自分さえ我慢すれば」という自己抑制、日々の生活が変わると思えないあきらめ、進学・就職・結婚等の将来展望へのあきらめ、現状がいつまで続くか分からない絶望感、「家族のだれも悪くない」家庭内で誰かを悪く言う外罰化ができず「自分を責める」内罰化が起こってくる。

以上のように、ヤングケアラー問題には、ヤングケアラーが担うケアの負担だけでなく、ケアに伴う「孤立」が悩みや苦悩を生み出している構造が明らかになった。これを図示したのが(図1)である。



(図1) ヤングケアラーの孤立の構造と支援策

5-6 ヤングケアラーの孤立に寄り添った支援のために

では、このヤングケアラーの孤立に対して、どのような支援が必要であろうか。(図1)に対応しながら検討する。

5-6-1 ヤングケアラーへの支援

まず、「あなたはよくがんばってきた」と苦勞をねぎらい、敬意をはらうことが重要である。そして解決を急がず、担っているケアの負担(内容)だけでなく苦勞や悩みを十分聞くことが重要である。

ヤングケアラーはケア対象者の分離を求めているわけではないので、ケア対象者を大切にしながらケアラー自身も大切にするために何が可能か、一緒に考えることが重要である。

孤立しているヤングケアラーには、「わかってくれる友達や大人などの他者がいる」ことを実感してもらうため、時間をかけて関係を作っていくことが必要である。

5-6-2 家族への支援

ヤングケアラーのいる家族は、子どもがケアを担わないと生活が回らない状態であり、それが家族のケアシステムと定着している。しかしそれは悪意で行われているわけではないが、家族だけで担うことで社会から孤立する要因となっている。

そのため家族には、家族にケアが必要な人がいることは恥ずかしいことではないこと、家族以外のサービスを使うことでケア対象者自身の経験が広がり楽しい時間を過ごせる可能性があること、家族だけでケアを担うと家族全員が疲弊してしまう可能性が大きいことを伝えることが重要である。

さらにスクールソーシャルワーカーである長田(2021)の報告が参考になる。ケア当事者である親を子どもへの支援者として役割を求めることで、親子両方への支援を行っている。

5-6-3 社会認識改善の必要性

ヤングケアラーの認識は広がってきたが、ヤングケアラーへの支援内容や支援に必要な視点や留意点については明らかになっていない。

しかし今回の研究で、ヤングケアラーはどの家族でも起こりうる普遍的な課題であることが明らかになった。またヤングケアラーを生む要因の一つに福祉サービスの不足があり、家族介護が制度的に期待されている点である。ケア対象者が家族にいると家族に負担がかかり、ケア離職や老々介護を生むなどヤングケアラーに限らない日本のケアシステムの構造的な課題と言える。

ヤングケアラーに限れば、彼・彼女達は「ケアを担うこと」を避けているわけではない。まして分離は求めている。ケア対象者への支援が十分になされると同時に、ヤングケアラー自身の時間や余裕、相談相手などの両方が十分に確保できるシステムがなければ、ヤングケアラーの苦悩は続くであろう。

高倉が言うように「母に一つしたら自分に一つ」(高倉 2020.65)を実現するためには、社会全体のヤングケアラーへの認識を変える必要があるだろう。

6 結論

澁谷はヤングケアラーの課題について、夫から「『どっちがやりたいの？仕事？家のこと？』」という問いかけに腹を立て、「どっちも」大切に決まっている。片方を取れば片方が成り立たなくなることにこそ、問題の本質があるし、それを特定の間人が引き受ける仕組み自体がおかしい」(澁谷 2020.6) と述べているが同感である。

この論文で、どの家族でもヤングケアラーが発生する可能性のある普遍的な社会問題であることが明らかになった。またヤングケアラーの課題の一つに孤立があることが明らかになった。その孤立は、社会的な要因、家族内での発生、ヤングケアラー自身の思いなど多層的な構造を持っていた。そう考えると、ヤングケアラーは「家族のSOS」と理解し、家族全体を支える支援が必要になる。

家族の誰も悪くないからこそ悩み、苦しみ、孤立するヤングケアラーに対して、社会全体の課題として社会のありようから考え直す必要もあるだろう。

7 残された課題

今回は出版された数人のヤングケアラーの手記を中心に資料を集め、分析を進めた。そのため、得られた知見の普遍性には課題が残る。ヤングケアラーへのアクセスは困難な部分もあるが、当事者の語りからは学ぶことが多い。

今後はヤングケアラー当事者の話しを広く集め、課題や背景、構造などを明らかにしていきたい。

<参考文献>

- 安部計彦 (2019)「ヤングケアラーと子どもへの権利侵害—ネグレクト調査の再分析から—」西南学院大学人間科学論集 15 (1)
- 秋保秀樹 (2020)「ケアをめぐる価値観のちがひ」、澁谷智子編「ヤングケアラーわたしの語り—子どもや若者が経験した家族のケア・介護」生活書院 102-122
- 濱島淑恵 (2021)「ヤングケアラー (家族のケアを担う子どもたち) —現状と背景」月刊福祉 2021 年 6 月号
- 木下こゆる (2021)「ヤングケアラー・若者ケアラーの声—当時の経験を振り返って」月刊福祉 2021 年 6 月号
- 北村充 (2021)「ヤングケアラーを知り、支援していくために—要対協・子ども家庭相談の立場から」月刊福祉 2021 年 6 月号
- 子どもピアホームページ <https://kodomoff.amebaownd.com/> (2022 年 4 月 29 日)
- 厚生労働省「ヤングケアラーとは」<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html> (2022 年 4 月 29 日)
- 毎日新聞取材班 (2021)「ヤングケアラー—介護する子どもたち」毎日新聞出版
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2019)「平成 30 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2020)「令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2021)「令和 2 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」
- 長田美智留 (2021)「ヤングケアラーの発見とその支援について」月刊福祉 2021 年 6 月号
- 仲田海人・木村論志編著 (2021)「ヤングでは終わらないヤングケアラー—きょうだいヤングケアラーのライフステージと葛藤—」
- 日本ケアラー連盟「ヤングケアラーとは」<https://carersjapan.com/about-carer/> (2022 年 4 月 27 日)
- 日本総合研究所 (2022)「令和 3 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_13332.pdf (2022 年 4 月 27 日)

- 二木泉 (2021)「メンタルヘルスに問題を抱える親を持つ子ども・若者介護者をどう支えるか」月刊ケアマネジメント 2021年12月号
- 沖侑香里 (2020)「障害のある妹と私—『きょうだい』として感じてきたこと」澁谷智子編「ヤングケアラーわたしの語り—子どもや若者が経験した家族のケア・介護」生活書院 66-101
- 埼玉県 (2020)「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/03_youngcarer.pdf (2022年4月29日)
- 澁谷智子 (2018)「ヤングケアラー—介護の担う子ども・若者の現実」中公新書 2488、中央公論新社
- 澁谷智子編 (2020)「ヤングケアラーわたしの語り—子どもや若者が経験した家族のケア・介護」生活書院
- 高倉唯 (2020)「ノートの片隅から」、澁谷智子編「ヤングケアラーわたしの語り—子どもや若者が経験した家族のケア・介護」生活書院 42-65
- 高岡里衣 (2020)「母とすごした時間について」、澁谷智子編「ヤングケアラーわたしの語り—子どもや若者が経験した家族のケア・介護」生活書院 174-205